

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	尾跡地区 (尾跡集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、熊本市の西部に位置し、熊本市河内まちづくりセンターから北側に広がる農地約90haを範囲とした、温州みかんの一大産地である。

地区内で耕作している農家戸数は180件程で、農地の8割強は町内の農家が耕作している。

新規就農者は比較的多い地区ではあるが、近年では農業従事者の高齢化が進んでいる。また、急勾配で小区画の園地や、園内道が未整備のところが多いため、作業効率が悪く、耕作放棄地の原因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

尾跡地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、後継者や新規就農者等の定着を図り、担い手を育成する。

樹園地の集積・集約を進め、園内道や作業道等を設置して、栽培しやすい園地づくりを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ樹園地の集積・集約を進め、果樹経営支援対策事業等を活用し、園地整備に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手の意向を把握するとともに、担い手の経営意向を斟酌し、農地中間管理機構を通じて段階的に集積・集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地整備事業(畑地帯担い手育成型)に取り組むことにより、農地の集積や農道整備を行い、作業効率の向上を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
—
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、園地の被害防除に努める。
- ⑤果樹経営支援対策事業等を活用し計画的に優良品種への更新を図るとともに、安定生産に努める。
- ⑦今後も「中山間地域等直接支払事業」などを活用し、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農道等についてはきちんと維持・管理していく。